官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する件（国土交通六一一）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、特定計量器型式承認、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四五

告示

○国土交通省告示第六百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第一項、第三十八条第四項、第八十条の二第二号並びに第八十一条第二項第一号イ及び第二号イ並びに第三項の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

（膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第一条　膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。